

継続協議項目の検討の方向性について

※ 表の「⑥事務局体制の強化・充実」中、下線部分は、前回（第32回（H24. 02. 07））での発言

具体的検討項目	論点（課題、問題点等）	主な議論
「⑥事務局体制の強化・充実」（議会の権能強化）		
	【これまでの論点】 ○ 議会事務局の業務内容の確認 ○ 議会の 3 つの機能を発揮していくためにはどうしたらよいか。 議員が行うべきこと（役割） 議会事務局が行うべきこと（役割） 議会事務局の組織・体制は 議会事務局を強化しても、それだけでよい か。 ○ 現状（業務内容・人員）から業務の仕分け・ 整理が必要かどうかもある。 議会だより、委員会の委員長報告文、委員会 の視察報告書、政務調査費、その他 ○ 議会事務局の機能強化を図るためにはどうし たらよいか。	【これまでの主な発言】 ○ 議会には、 「多様な民意を反映し住民の意見の集約などを行う利害調整機能」、 「団体意思の決定を行う議事機関としての政策形成機能」、 「執行機関の監視機関としての機能」 の 3 つの機能の充実強化が求められている。 ○ 議会事務局の業務内容も高度化、専門化が求められる。 ○ 議員、議会事務局それぞれが、あるべき姿、本来やるべきことをしっかりと把握して、そして議会事務局をフルに活用していかなければならない。 ○ 議員と議会事務局が一つになって議会が成り立っている。 ○ 議員の活動と議会事務局の充実強化は、車の両輪だと思う。 ○ 議員の理解、議員と議会事務局の職員の双方の能力向上が必要。 ○ 全て議会事務局にお任せではなくて、基本的には議員がやって、それを議会事務局がサポートする。そういう仕事が議会事務局には求められると思う。 ○ 以前と比べると、常任委員会の活動や議会改革特別委員会の設置、活動など、議会事務局の事務の内容や量は増えているのが現状であり、今後もほかに特別委員会が設置されるなどすれば、さらに増えることになると思う。そうなるのであれば、準備も必要になる。 ○ 今の状況では、議会事務局職員に非常に負担がかかっているというのも事実で

	※上記のほかに論点はないか？	ある。 ○ 基本的に、自分たちでできるものは自分たちでやっていくべき。 ○ 本来議員が自らすべきこと、自分でできるものを議員が行うようにすれば、議会事務局は本来の業務や研修により時間を充てることができるようになる。 ○ 外部委託、事務の効率化も検討する。 ○ <u>議員と議会事務局のそれぞれの役割分担をきちんとし、議員がそれを自覚することが大事。</u> ○ 議会事務局の職員としてあまり一生懸命にやりすぎると、執行機関に異動しなくなるというような話をよそでは聞く。 ○ <u>議会事務局に人事異動で配置されることについては、職員には不安感があるという分析が大学教授らの研究会の報告書で報告されている。</u> ○ 議会事務局には、議会の3つの機能をしっかりサポートしてもらえる人材が必要であり、議会活動は多岐にわたるので、いろんなことができる人の配置がベストではないか。 ○ <u>パソコン等、将来的にはIT活用の場面が増えていくので、そういう職員の配置も必要となる。</u> ○ 法務や企画の人材の育成や人事異動のあり方を市全体で考えていく必要がある。 ○ <u>市全体で見ても、専門職の体制が薄い。</u> ○ 議長の任命権、人事権についても考える必要がある。 ○ <u>議会事務局の人員が昨年1名減となったときは、唐突な形で対応せざるを得なかったということがある。議会との調整を十分にとってもらうべきである。</u> ○ <u>人事については最低限の要望はしていくべきだが、その時の人員配置で機能の充実を図り、議会の事務をこなしていく努力も大切。</u>
--	-----------------------	---

		○ <u>議会事務局の独立性をいかに担保していくかということが根本の課題である。</u> ○ <u>議会を強化すれば、それは市全体にとってプラスとなる。そういう認識、理解を当局に持ってもらうべき。</u> ○ <u>議会でも監査でも、チェック機関の重要性を考えれば、市全体で職員数を減らしているとしても、一律に同じということにはならない。</u> ○ 議員活動をまず活発化する。そうでないと、議会事務局の増員は要求できない。 ○ 議会事務局の現状を把握した上で、次の議会活動の段階へ議員も議会事務局も共に進んでいく形が議会事務局の強化につながるのではないかと。 ○ 専門的な知識経験を有する者の任期付採用制度や専門的知見の活用制度を活用する方法もある。 ○ 議会事務局のサポートに頼りきりになると、逆に議員の能力の低下につながるという心配もある。
「⑦議長の権限強化」（議会の権能強化）＋「⑩議長の任期」（議会運営に関すること）		
	【前回の論点】 ○ 議長の任期 現在は慣例により１年交代となっているが、 ①現在の１年交代を継続するか、 それとも、複数年として、	【前回の主な発言】 ○ 議長の役割、権限をしっかりと議員が理解して、議会運営をしていかなければいけない。 ○ 法的な措置が必要な場合は、いろいろなところに要望していくということになる。 ○ 任期は、やはり地方自治法の定めるとおり４年であるべき。 ○ 市長は４年間替わらないが、それに比べて議長のほうは何回も替わって、今の議長は誰かと聞かれることもある。トップというのはコロコロと替わるものではないと思う。

	②2年とするか、 ③3年とするか、 ④地方自治法の定めるとおり4年とするか。 複数年制に変更とした場合、いつから変更するか。 ※上記のほかに論点はないか？	○ 本来は4年であるが、現状は1年で、これを一気に4年にするというのは難しい問題もあるのではないか。まずは複数年制を考えてはどうか。 ○ 近隣市町の議会との間で調整事項があっても、1年間では協議にかける時間が少ない。そういう意味でも、少なくとも2年は必要ではないか。
--	---	---